

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明 様

東京電力(株)・原子力発電所事故に起因する
『損害賠償の完全な実施と廃炉及び汚染水問題』
に対する意見書

令和元年 11月21日

福島県商工会連合会
会長 轡田 倉治

意見書

原発事故の影響が長期化し、依然として4万人を超える県民が県内外で避難生活を続けております。さらに、避難指示区域においては、原発事故による商圈の喪失などにより、震災前の約半数の避難事業者は事業再開にいたらず、極めて深刻な状況にあります。

原発事故直後より発生した風評が、農林水産業や観光業をはじめ、様々な業界で被害を及ぼしており、まもなく8年8ヶ月が経過する現在でも、諸外国では福島県産品の輸入規制が続いており、県内の観光客数や教育旅行受入数等も依然として回復しておらず、時間の経過とともに震災そのものの風化という問題も発生し、その被害が長期化・複雑化しております。

また、復興にとって最大の課題である原発事故の収束は十分に進展しておらず、廃炉や汚染水対策など多くの課題を抱えております。

ついては、一日も早い原発事故の収束に向け、対策を講じるよう強く求める。

本日は、『損害賠償の完全な実施と廃炉及び汚染水問題』に対して意見書を提出する。

・ 原発事故損害賠償の確実かつ完全な実施

東京電力は平成29年度以降も原発事故との相当因果関係が認められる損害が継続する場合は、適切に賠償するとしております。

しかし、各商工団体で実施した原発事故の影響についての実態調査や、損害賠償請求に関する説明会・個別相談会では、相当因果関係の判定が画一的であることや一括賠償超過額の請求手続きが難しいなど、東京電力の対応に対する意見が多く寄せられています。また、復興特需終了後に売上げが減少したケースで賠償が認められないこと、因果関係の証明のために、詳細なデータ等の追加資料を求められる等の事例が確認されています。

については、営業損害の一括賠償後の損害賠償を迅速かつ適切に実施することを強く求める。

- ① 同様の被害を受けている事業者に対する賠償の対応に相違が生じることのないよう、相当因果関係の類型、判断根拠、東京電力の運用基準や個別事業に対応した事例を公表・周知するとともに、個別訪問などにより、被害事業者に分かりやすく丁寧に説明すること。
- ② 風評被害の影響が大きい食品や旅館、ホテル等の商工業者において、一時的に売上が増加しその後風評により震災前より売上が減少に転じ営業損害が発生している場合には、農林業と同様に一定期間を平均した損益で算定するなど、適切に賠償を行うこと。
- ③ 相当因果関係の確認にあたっては、一括賠償請求時の提出書類を最大限活用するなど手続きの簡素化に取り組み、被害事業者の負担を軽減させること。
- ④ 一括損害賠償後の請求に対する支払は、申請件数900件以上に対して6月末現在において認められたものが14件と極めて少なく、確認に長期の時間を要している状況にある。一括賠償後の請求に対し、個別具体的な事情に誠

意を持って対応する他、統計資料等を用いて風評被害の判定を行う場合は適切かつ客観的な資料を活用し、迅速な確認と支払いを実施すること。

・東京電力福島第一原発事故の汚染水処理問題への対応

福島第一原子力発電所で大量に発生している汚染水の海洋への流出問題は、福島県をはじめ隣接県の復興、風評被害の払拭に深刻な影響を及ぼしています。

福島県及び隣接県の魚介類に対するイメージは益々悪化し、漁業のみならず流通全体への影響は計り知れません。については、早急に適切な措置を講じること。

・東京電力福島第二原発の廃炉に対する核燃料問題への対応

福島第二原子力発電所の核燃料の一時保管を前提に廃炉が確定しましたが、発電所内に約1万体の使用済み核燃料があり、早期に全量を県外に搬出すること。また、廃炉作業に伴う資機材の調達を含め地元企業が最優先で参画できるようにすること。



福島県商工会連合会

〒960-8053 福島市三河南町1番20号（コラッセふくしま9F）
TEL (024)525-3411(代) FAX(024)525-3413